秋田県保育協議会研究大会発表表彰規程

(趣 旨)

第1条 秋田県保育研究大会等で、研究発表を行った会員施設又はその職員が所属するグループに対し、秋田県保育協議会(以下「当会」という)会長がその功績を讃えるため、表彰等を行うものである。

(表彰等の対象及び内容)

- 第2条 表彰等は、各年度において、次の各号に定める要件を満たす者に対して表彰状又は感謝 状を授与する。
 - (1) 表彰状

秋田県保育研究大会で代表者として選考され、北海道・東北ブロック保育研究大会 又は全国保育研究大会にて発表を行った施設又はグループ

- (2) 感謝状
 - 上記以外の県保育研究大会発表施設又はグループ
- (3) その他会長が特に必要と認めた施設又はグループ

(表彰等の方法)

第3条 この規定による表彰等は、該当する年度内に当該施設の長又はグループの代表者に対し 当該事務局から伝達する。

附則

この規程は、平成31年度4月22日より施行する。

この規程は、令和5年4月1日より施行する。